

本規約をよくお読みのうえ、ご利用ください。

<TOKYU CARD>カード会員規約

2020年4月1日改定

<一般条項>

第1条（会員…本人会員・家族会員）

1. 本人会員とは、東急カード株式会社（以下「当社」という）に対し、本規約を承認のうえ、[第2条第1項](#)に定めるクレジットカード（以下「カード」という）の利用を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. 本人会員が、当社に対する代金の支払いその他当社との契約に関する一切の責任を引き受けることを承諾した家族で、当社が入会を認めた方を家族会員といいます。
3. 本人会員、家族会員（以下、両者を「会員」という）は、会員たる地位、資格を第三者に譲渡、貸与、担保提供などすることはできません。

第2条（カードの発行と管理、譲渡・貸与・質入などの禁止、カードの有効期限）

1. [第1条第1項](#)に定めるカードは次のとおりとします。
 - イ) 当社が発行する<TOKYU CARD>カード機能および Mastercard 機能を有する「<TOKYU CARD>Mastercard」。
 - ロ) 当社が発行する<TOKYU CARD>カード機能およびV i s a カード機能を有する「<TOKYU CARD>V I S A」。
 - ハ) 当社が発行する<TOKYU CARD>カード機能を有する「<TOKYU CARD>」。
2. 当社は、会員に対し、カードを貸与します。
3. 会員は、当社よりカードを貸与されたときは、本規約を承認のうえ、直ちにその当該カードの署名欄に当該会員本人が署名するものとします。本人会員は、カード発行後も、[第19条第1項](#)に定める届出事項の確認（以下「取引時確認」）という手続きを当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報を表面に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与します。
4. カードの所有権は当社に属し、会員は善良なる管理者の注意をもってカードを利用し、管理するものとします。
5. カードは、カードの表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した本人に限り利用でき、カードを他人に譲渡・貸与・質入その他担保に提供するなど、理由の如何を問わず、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
6. [第3項](#)、[4項](#)、[5項](#)のいずれかに違反してカードが利用された場合、そのために生じる一切の債務についてはすべて会員がその支払いの責任を負うものとします。
7. カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に西暦で月、年の順に印字した、その月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、

8. カードの有効期限が到来する場合、当社が引続き会員として適当と認める会員には、新しいカードと会員規約を送付します。会員は、第7項の従前のカードまたは有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。
9. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

1. カードの種類により年会費をお支払いいただくものがあります。この場合、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものとします。
2. 支払方法は、[第9条](#)に定める代金決済の方法と同様とします。
3. 既にお支払い済みの年会費は、退会または会員資格の喪失となった場合その他理由の如何を問わず返却いたしません。

1. 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録するものとします。
2. 当社が定める指定禁止番号は会員の生年月日、電話番号など他人に容易に推測されるような数字とします。
3. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
4. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、暗証番号についての盗用の事故があっても、会員はそのために生じる一切の債務について支払いの責任を負うものとします。
5. 会員は、当社所定の方法で申出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ＩＣクレジットカード（ＩＣチップを搭載したクレジットカード。以下「ＩＣカード」という）の暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続が必要となります。

1. 会員は、以下の加盟店で当該カードを利用して商品の購入とサービスの提供（以下「カードショッピング」という）を受けることができます。

ロ) 三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）または三菱UFJニコスと提携したクレジットカード会社と加盟店契約を有する加盟店およびMastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.（以下「Mastercard」という）加盟の金融機関またはクレジットカード会社と契約した加盟店（以下「Mastercard 加盟店」という）。

ハ) 三井住友カード株式会社 (以下「三井住友カード」という) または三井住友カード

と提携したクレジットカード会社と加盟店契約を有する加盟店およびVISAインターナショナルサービスアソシエーション（以下「VISAインターナショナル」という）加盟の金融機関またはクレジットカード会社と契約した加盟店（以下「VISA加盟店」という）。

2. 会員はカードキャッシング条項に基づき、国内・海外（＜TOKYU CARD＞Mastercard および＜TOKYU CARD＞VISA）においてカードを利用して当社から金銭の借入（以下「カードキャッシング」という）を受けることができます。ただし、家族会員は日本国内でカードキャッシングを受けることができません。

第6条（カードの利用可能額）

1. 当社は、各会員につき、本人会員および家族会員に貸与した全てのカードに係る利用金額の上限（以下「利用可能額」という）を当社が所定の方法にて定めるものとします。
2. カードの利用可能額は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
 - イ) カード利用代金など当社に対する債務の履行を怠った場合
 - ロ) 会員のカードの利用状況および本人会員の信用状況などに応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
 - ハ) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
3. 当社が適当と認めた場合には利用可能額を増額できるものとします（ただし、カードキャッシング利用可能額は除きます）。この場合、会員から異議の申出のあるときは増額を中止するものとします。
4. カードの利用可能額には、ショッピング、カードキャッシングなど会員のカード利用額の未決済分すべてを含むものとします。
5. 会員は、当社が承認した場合を除き、[第1項](#)の利用可能額を超えてカードを利用してはならないものとします。万一、この利用可能額を超えてカードを利用した場合、この利用可能額を超えた金額は会員が支払いの責を負います。
6. [第1項](#)の利用可能額を超えてリボルビング払い、または分割払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。
7. ショッピングのうちリボルビング払い、分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払いおよびボーナス一括払いの利用可能額は、[第1項](#)の利用可能額のうち、その全てならびに本人会員および家族会員の合算額として当社が定めるものとします。
8. 割賦販売法第30条の2に規定された包括支払可能見込額の調査に基づき、カードの更新時などに審査を行い、当社が必要と認めた場合にはカード利用可能額を減額できるものとします。
9. 会員が当社の発行する他のカードを所有している場合、利用可能額は会員が保有する枚数にかかわらず、カードごとに定められた利用可能額のうち最も高い額が適用されるものとします。ただし、各カードの利用可能額は、各カードに定められた額を上限とします。

第7条（会員利用総枠）

1. 当社は、各本人会員につき、本規約第6条で定めるカードの利用枠とは別に本人会員に貸与した全てのカード中で割賦利用枠が最も高いカード（以下「親カード」という）の割賦利用枠と同額を本人会員および家族会員に貸与した全てのカードに係るリボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額の合計金額の上限（以下「会

員利用総枠」という)と定めるものとします。

また、本規約第16条で定める退会もしくは割賦利用枠の減額、または親カード以外のカードの利用枠の増額などにより、割賦利用枠が最も高いカードが親カード以外のカードとなった場合は、当該カードを新たな親カードと定めるものとします。

なお、親カードを定めるに際し、割賦利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当社が親カードを任意に定めるものとします。

2. 当社は、会員利用総枠について親カードの有効期限更新ごとにこれを見直すものとします。

ただし、親カードの有効期限更新後、次回有効期限更新までの間に、前項による親カードの変更(複数回の親カードの変更を含む)が行われた場合において、当該期間内に会員利用総枠の見直しが一度も行われなかった場合、当該期間における当初親カードの有効期限で会員利用総枠の見直しを行うこととします。

また、会員利用総枠の見直しに際し、会員は、当社から求めがあった場合、会員利用総枠の見直しに必要と当社が判断する書類の提出・事実の照会に応じるものとします。

3. 当社は、会員利用総枠の見直しを行った結果、法令の定めなどにより当社が必要と認めた場合、会員利用総枠および当社が貸与した全てのカードの利用枠を任意に減額できるものとします。
4. 当社は、会員が、第11条、第15条で定める、期限の利益喪失、カードの利用・貸与の停止ならびに会員資格の喪失に該当した場合、会員利用総枠を取消することができるものとし、取消した場合は、当社が貸与した全てのカードについて、利用枠の取消、もしくは会員資格の喪失をするものとします。

第8条(立替払いおよび債権譲渡)

会員は、当社が会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。

- イ) 会員は、当社がMastercard加盟店での<TOKYU CARD>Mastercard利用による代金をMastercard加盟店に立替払いすることを承認するものとします。ただし、Mastercard加盟店でのカード利用代金は、一旦、三菱UFJニコスがMastercard加盟店に立替払いを行い、その後当社が三菱UFJニコスに対して立替払いを行うものとします。なお、日本国外のMastercard加盟店での利用はMastercard加盟金融機関またはカード会社を経由するものとします。
- ロ) 会員は、VISA加盟店での<TOKYU CARD>VISA利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、三井住友カード、三井住友カードと提携したクレジットカード会社、VISAインターナショナルと提携した銀行またはクレジットカード会社(以下、総称して「提携カード会社」という)と当該加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携カード会社を経由して当社に債権譲渡し、または提携カード会社を経由して当社が当該加盟店に立替払いをすることにつき、承認するものとします。
- ハ) 会員は、当社加盟店でのカード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権を当該加盟店から当社に譲渡すること、または当社から当該加盟店に立替払いをすることにつき、承認するものとします。

第9条(代金決済の方法)

1. カードショッピングの利用代金および手数料（以下「カードショッピングの支払金」という）ならびにカードキャッシングの融資金および利息（以下「カードキャッシングの支払金」という）、年会費、諸手数料など会員が当社に対して負担する一切の支払債務は、毎月15日に締切り、翌月10日（当日が金融機関の休業日の場合は翌金融機関営業日）に口座振替または自動払込みの方法により、ご指定の口座からお支払いいただきます。収納代行会社三菱UFJファクター株式会社（以下「三菱UFJファクター」という）を通じてお支払いいただく場合は、翌月12日（当日が金融機関の休業日の場合は翌金融機関営業日）を振替日とし、振替処理を三菱UFJファクター名義で行います。この場合、三菱UFJファクターへの振替のときを当社へのお支払いのときとします。ただし、当社の定める特別の支払方法による場合はこの限りではありません。なお、事務上の都合により翌々月以降の指定日にお支払いいただくことがあります。
2. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額をMastercardまたはVISAインターナショナルの決済センターにおいて集中決済された時点での、Mastercard またはVISAインターナショナルの指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。但し、海外におけるカードキャッシングについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
3. 当社は[第1項](#)、[2項](#)に基づく毎月の支払金額を支払月の前月末頃、郵送による方法または電磁的方法でご利用代金明細書として通知します。ご利用代金明細書の内容についての当社へのお問合せ、ご確認は、通知を受けたのち一週間以内にさせていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書に記載の利用額や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
4. 代金の支払日に万一[第1項](#)、[2項](#)の口座振替または自動払込みができない場合は、別途当社が定める方法によりお支払いいただきます。なお、振込などにより当社指定口座へ入金してお支払いされる場合は、金融機関から当該口座に入金された日に支払いが行われたものとします。
5. 平成22年6月10日以降の支払いに関しては、当社に支払うべき債務のうち[第38条](#)に定めるカードキャッシングの返済代金は、[第1項](#)に定める会員が指定する決済口座からの口座振替、または自動払込みの結果を当社が金融機関などから受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、[第6条第4項](#)に定めるカード利用額の未決済分に含めるものとします。

第10条（会員の再審査）

当社は、会員に対して入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。また、当社から請求があれば当社の求める資料などの提出に応じるものとします。

第11条（期限の利益喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちににお支払いいただきます。
 - イ) 支払期日にカードショッピングの支払金（ロの場合を除く）、カードキャッシングの支払金の支払いを遅滞した場合（ただし、カードキャッシングについては、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します）。
 - ロ) 支払期日にリボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

- ハ) 仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立てなどの法的な債務整理手続の申立てがあったとき。
 - ニ) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
 - ホ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- イ) 商品の購入が会員にとって営業のために、もしくは営業として締結したもの（ただし、業務提供誘引販売個人契約、連鎖販売個人契約を除く）となる場合で、会員がリボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの債務の履行を1回でも遅滞したとき。
 - ロ) 商品の質入、譲渡、貸与その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - ハ) 本規約上の義務に違反しているとき。
 - ニ) その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - ホ) 入会時に虚偽の申告をしたとき。

第12条（遅延損害金）

1. 会員がカードショッピングの期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6%（年365日（閏年は年366日）の日割計算による）を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合は、分割支払金合計の残金に対して商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。
2. 会員がカードショッピングの支払金の支払いを遅滞したとき（[第1項](#)の場合を除く）は、支払期日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、年14.6%（年365日（閏年は年366日）の日割計算による）を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合は、分割支払金合計の残金に対して商事法定利率（2020年4月1日以降に遅滞した場合は民法の定める法定利率）を乗じた額の遅延損害金を超えないものとします。
3. 会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまでの当該支払金に対し、また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの未払債務（元本分）に対し、年20.00%（年365日（閏年は年366日）の日割計算による）を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。

第13条（支払金などの充当方法）

1. 会員にお支払いいただいた金額が、本規約およびその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序・方法により、いずれの債務に充当されても異議ないものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。
2. 当社に対する債務を超えてお支払いいただいた際は、当該超過支払金について、当社は会員への通知なくしてこれを口座振込などにより返金する方法により清算することができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第14条（費用・租税公課などの負担）

1. 会員の債務の支払いが遅滞した場合の支払いに要する手続の一切の費用、公正証書の作成費用は、会員である場合はもちろん、会員たる地位が消滅した場合といえども会員が負担するものとします。
2. カード利用または本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の租税公課は会員の負担とします。

第15条（カード利用・貸与の停止ならびに会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、当社は会員に通知することなくカードショッピングおよびカードキャッシングの利用一時停止の措置をとることができるものとします。
 - イ) 会員が支払いを怠るなど本規約に違反した場合、または違反するおそれがある場合。
 - ロ) 会員の利用状況が換金を目的とした商品購入の疑いなど、利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合。
2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、当社は会員に通知することなくカードキャッシングの利用一時停止の措置をとることができるものとします。
 - イ) 会員の信用状況などに応じて、審査のうえ必要と認めた場合。
 - ロ) 当社が会員に対し、貸金業法に基づく源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書面の提出を求めたときに、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合。
3. [第1項](#)、[2項](#)の措置は、加盟店を通じて行われる他、当社所定の方法によるものとします。
4. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は何らかの通知、催告を要せずして会員資格を喪失させることができ、加盟店などにカードの無効を通知または登録することができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードの返却を行うものとします。
 - イ) [第11条](#)のいずれかに該当した場合。
 - ロ) 会員の利用状況が適当でないと当社が認めた場合。
 - ハ) 住所変更の届けを怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって会員の所在が不明になり、当社が会員への通知・連絡について不能と判断した場合。
 - ニ) [第10条](#)による再審査の結果、当社が不適当と認めた場合。
 - ホ) カード発行後2ヵ月以内に[第9条第1項](#)に定める口座振替の手続が完了しない場合。
 - ヘ) カード発行後2ヶ月以内に当社の定める本人確認手続が完了しない場合。
 - ト) 会員が現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用した場合。
 - チ) 本条第7項に定める調査などが完了しない場合や、会員がこれらの調査などに対し虚偽の回答をした場合。
5. 会員は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。また、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が会員として不適当と判断した場合には、当社は何らかの通知、催告を要せずして会員資格を喪失させることができるものとし、会員は、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 - イ) 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋など、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団など、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員など」という）

に該当した場合、および次の①から②のいずれかに該当した場合。

①自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員などを利用していると認められる関係を有すること

②暴力団員などに対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ロ) 会員が自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合。

①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他①から④に準ずる行為

6. 本人会員が第1項、2項、4項、5項に該当した場合には、家族会員も同時に同様の措置を受けることとなります。

7. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとし、また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

8. 本人会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金などについて全ての支払いの責を負うものとします。

第16条（退会）

1. 会員は、当社あてに次のすべての手続をすることにより退会することができます。

イ) 当社所定の退会届の提出、または電話による申出など当社所定の方法による届出。

ロ) カードの返却、またはカードの切断および破棄。

2. 会員は、第1項により退会したあとも、本規約に基づきカードを利用し、または会員番号を使用して生じた当社に対して負担する一切の債務について、本規約の定めに従い、支払の責を負うものとします。

3. 本人会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。

第17条（カードの紛失、盗難の責任と損害の補てん）

1. 会員はカードを紛失し、または盗難にあった場合、速やかに当社に電話などにより届出のうえ、所定の届出書を提出していただくとともに、最寄りの警察署へもお届けいただきます。

2. 会員が、カードの紛失、盗難をそのまま放置し、他人に不正使用された場合、その代金などのお支払いは会員の責任となります。

3. 第1項の諸手続をおとりいただき、次の各号に該当しない場合は、当社への届出日の60日前（届出日の前日から起算する）以降生じた損害は、当社が補てんします。

イ) 会員の故意または重大な過失に起因する場合。

ロ) 会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする方など会員の関係者が自ら行うか、もしくは加担した不正使用に起因する場合。

ハ) 第4条第4項に該当する場合。

ニ) 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。

ホ) 本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合。

へ) 会員が当社の請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合。

4. 当社は、カードが第三者によって拾得されるなど当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるとして判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第18条 (カードの再発行)

1. カードは原則として再発行いたしません。ただし、以下の場合には再発行することができます。
 - イ) 紛失、盗難、毀損、滅失などで会員が再発行を希望し、当社所定の届出書を提出していただき、当社が適当と認めた場合。
 - ロ) ICカードの暗証番号を変更した場合。
2. カードを再発行する場合は、当社所定の再発行手数料（1,000円＋税）をお支払いいただきます。
3. 当社は、会員の氏名・会員番号・カードの有効期限などのカード情報の管理、保護など業務上必要と判断した場合、会員番号を変更のうえカードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承認するものとします。

第19条 (届出事項の変更)

1. 会員は、氏名、印鑑、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、指定金融機関口座、その他項目（以下「届出事項」という）に変更があったときは、遅滞なく当社へ所定の届出用紙の提出または電話、インターネットによる届出などの当社所定の方法により変更事項の届出をするものとします。
2. [第1項](#)の届出がないため、当社からの通知、または送付書類、その他のものが延着し、または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。
3. 第1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4. 当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

5.

第20条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用)

会員は、日本国外でカードを利用する場合、現在、または将来適用される諸法令により一定の手続を必要とする場合には、当社の要求に応じこの手続をとるものとし、またこれらの諸法令の定めるところに従い国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じていただきます。

第21条 (合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社、各支店、営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第22条 (準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第23条 (本規約の変更、承認)

当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合には、当社ホームページ (<https://www.topcard.co.jp>) での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に会員がカードを利用したときは、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第24条（利率の変更）

リボルビング払い手数料、分割払い手数料、カードキャッシング、遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、[第23条](#)の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、リボルビング払いは変更後の未決済残高に対し、分割払い、一括払いのカードキャッシングについては、利率変更日以降の利用分から、リボルビング払いのカードキャッシングについては利率変更日以降の融資残高に対して、変更後の利率が適用されるものとします。

第25条（付帯サービスなど）

1. 会員は、当社または当社の提携会社その他当社と提携関係にある会社その他の個人・法人（以下「提携会社等」という）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当社から通知します。会員は、当社と提携会社等との提携関係の終了等によって付帯サービスが利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 会員は、付帯サービスの利用などに関する規約などがある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービスおよびその内容を変更することをあらかじめ承諾します。

第26条（その他の承諾事項）

会員は以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。

1. 当社が会員に対するカード債権を必要に応じて金融機関または債権回収会社などに譲渡し、また、譲渡した債権を再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供すること。
2. 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造などが生じた場合は、当社からの調査にご協力いただくこと。

<カードショッピング条項>

第27条（カードショッピングの利用方法）

1. 会員は、当社加盟店、Mastercard 加盟店、V i s a 加盟店でカードを提示し、所定の売上票などにカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機などにかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすることなど当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。
2. [第1項](#)の規定にかかわらず、通信販売など当社がカード利用方法を別に定めた場合には、その方法によるものとします。会員は、換金または違法な取引を目的とするカードのご

利用はできません。また、現在通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨除く。）の購入を目的とするカードのご利用はできません。

3. 会員は、カードを利用した物品の購入、サービスの提供、その他の取引の内容およびそれらに関する情報が加盟店から当社に開示されることをあらかじめ承認するものとします。
4. カードを利用した物品の購入、サービスの提供を取消または変更する場合は、当該物品を購入、または当該サービスの提供を受けた加盟店でお取扱いします。取消または変更した場合のご利用代金の請求は、当社所定の手続により行います。なお、加盟店での現金による払戻しはいたしません。
5. 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金などの継続的に発生する利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、会員番号・有効期限などが変更され、もしくは退会・会員資格喪失などによりカードが利用できなくなったときは、その旨を加盟店に通知のうえ決済手段の変更を行うものとし、別途当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。ただし、カード種別変更などで会員番号が変更になった場合、または会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合など、当社が必要または適当と認めたときは、当社が加盟店に対し新しい会員番号を通知する場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
6. カードの種類がＩＣカードの場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機など入力するものとします。なお、ＩＣチップを端末機などにかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店においては、ご利用金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障の場合などまたは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。
7. 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため当社が必要と認めた場合、カードの利用一時停止の措置をとることがあります。また、カードショッピング利用時に会員が当社に届出ている個人情報と照合することがあり、会員はこれに協力するものとします。

第28条（カードショッピングの支払金の支払方法）

カードショッピングの支払金の支払方法は1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払い、ボーナス併用分割払いのうちから、会員がカード利用の際に指定した方法によります。ただし、一部の加盟店では支払方法を指定できない場合があります。なお、支払方法の指定がない場合は1回払いとなります。

第29条（1回払い、2回払い、ボーナス一括払い）

1. 1回払い

[第9条第1項](#)の支払方法によりお支払いいただきます。

2. 2回払い

カードショッピングの支払金を支払回数（2回）で除した金額を締切りの日の翌月と翌々月の支払期日（当日が金融機関の休業日の場合は翌金融機関営業日）にお支払いいただきます。ただし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

カード利用期間	1回目支払期日	2回目支払期日
前月16日～当月15日	翌月10日	翌々月10日

3. ボーナス一括払い

カードショッピングの支払金を夏期は8月10日、冬期は1月10日（当日が金融機関

の休業日の場合は翌金融機関営業日) それぞれ最初に到来するボーナス月に一括してお支払いいただきます。

カード利用期間	支払期日
3月1日～6月15日	8月10日
9月1日～11月15日	1月10日

第30条 (リボルビング払い)

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。

イ) カード利用の都度指定する方法。

ロ) 会員が事前に申出て、あらかじめカードショッピング代金の支払方法を全てリボルビング払いに指定する方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング代金の支払方法はカード利用の際に指定した支払方法となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合や毎月の締切日時点におけるカードショッピング代金がりボルビング払いの弁済金を超えない場合は1回払いとなることがあります。

ハ) カード利用の際に1回払い、2回払い(1回目の支払期日の締切日前)、ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払方法について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払方法変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料・支払金額などについては、1回払い、2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消があった場合は、支払方法変更の申出はなかったものとします。また、一部の加盟店(エステティックサロン、語学学校、パソコン教室など)でのカード利用代金については変更できない場合があります。

2. 会員がりボルビング払いを指定した場合の弁済金(毎月支払額)は、下記①から④のいずれかの金額に、毎月の締切日時点のりボルビング払いの未決済残高に応じて[第4項](#)に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。

① 入会時に設定されている金額(1万円)

② 入会後に会員が指定した金額(5千円、または1万円以上1万円単位)

③ 平成20年8月31日以前に設定したもので、設定額が5千円の場合はその金額

④ 締切日の残高が上記①から③の金額に満たないときはその金額

3. リボルビング払いの手数料率は、実質年率15.00%とします。

4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までのリボルビング払い未決済残高(付利単位100円)に対し、[前項](#)の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、[第1項ハ\)](#)の場合、変更前の各支払方法の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。

(弁済金の算定例) 毎月お支払元金10,000円、実質年率15.00%、8月16日

から9月15日までに100,000円ご利用の場合

●初回（10月10日）お支払い（ご利用残高100,000円）

①お支払元金…10,000円

②手数料…ありません

③弁済金…10,000円（①）

④お支払後残高…100,000円－10,000円＝90,000円

●第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高90,000円）

①手数料（9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元金が途中で変わります）… $100,000円 \times 15.00\% \times 25日 \div 365日 + 90,000円 \times 15.00\% \times 5日 \div 365日 = 1,212円$

②支払元金…10,000円

③弁済金…11,212円（①1,212円＋②10,000円）

④お支払後残高…80,000円（90,000円－10,000円）

●最終回

手数料のみのお支払いとなります。

5. 会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。
6. [第27条第4項](#)に定めるカード利用後の取消の場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消にかかわらず[第4項](#)に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第31条（分割払い）

1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。

イ) カード利用の都度指定する方法。

ロ) カード利用の際に1回払い、2回払い（1回目の支払期日の締切日前）、ボーナス一括払いを指定した後に当該代金（2回払いは利用額の全額）を分割払いに変更する方法。この方法は、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払方法の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料、分割支払額などについては、1回払い、2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払方法の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消があった場合は、支払方法変更の申出はなかったものとします。また、一部の加盟店（エステティックサロン、語学学校、パソコン教室など）でのカード利用代金については変更できない場合があります。

ハ) 分割払いの指定をした後、第1回の支払日前であれば、前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。

2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払い手数料は別表のとおりとします。ただし、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。また、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
3. 分割払い支払額の合計は、カード利用代金に[前項](#)の分割払い手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、分割払い支払額の合計を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月、8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回あたりのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月、2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回あたりのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができます。
5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、会員が当初の契約のとおりカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払い手数料のうち、当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

<分割払いの支払回数、支払期間および分割払い手数料の料率>

a 支払回数	b 支払期間	c 分割払い手数料の料率（実質年率）	d 利用金額100円当りの分割手数料の額（円）
3回	3ヵ月	9.87%	1.65
5回	5ヵ月	10.93%	2.75
6回	6ヵ月	11.23%	3.30
10回	10ヵ月	11.83%	5.50
12回	12ヵ月	11.97%	6.60
15回	15ヵ月	12.09%	8.25
18回	18ヵ月	12.16%	9.90
20回	20ヵ月	12.18%	11.00
24回	24ヵ月	12.20%	13.20
30回	30ヵ月	12.18%	16.50
36回	36ヵ月	12.13%	19.80

お支払いいただく分割支払金合計は、利用代金にdの割合を乗じた額となります。

（支払総額の具体的算定例）現金販売価格 100,000円

10回払い（頭金なし）の場合

分割支払手数料 100,000円×（5.50円／100円）＝5,500円

支払総額 100,000円＋5,500円＝105,500円

分割支払額（月々のお支払額） 105,500円÷10回＝10,550円

<繰上返済方法>

	リボルビング払い	分割払い
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	○	○ （全額返済のみ可）
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込みなどにより当社指定口座へ入金する方法（振込手数料はご負担いただきます）	○	○ （全額返済のみ可）

※ 全額繰上返済：分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ

て支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

※ 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※ 振込などにより当社指定口座へ入金して繰上返済をする場合、金融機関から当該口座に入金された日に返済が行われたものとします。

第32条（所有権留保に伴う特約）

会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が、当該商品に係る債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

イ）善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。

ロ）商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

第33条（商品の引取りおよび評価・充当）

1. 会員が[第11条](#)により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき、商品を引取ることができるものとします。
2. 会員は、当社が[第1項](#)により商品を引取ったときは、会員と当社が協議のうえ決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員および当社の間で直ちに精算するものとします。

第34条（見本・カタログなどと現物の相違）

会員は、当社加盟店または通信販売で見本・カタログなどにより申込みをした場合、提供され、または引渡された役務、権利、商品が見本・カタログなどと相違している場合は、加盟店に再提供または商品の交換を申出るかもしくは売買契約の解除ができるものとします。

第35条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いについて次の各号の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する役務、権利、商品について、支払いを停止することができるものとします。ただし、割賦販売法の規定の適用がないか、その適用が除外される役務、権利、商品についてはこの限りではありません。
 - イ）役務の提供（権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ）、権利の移転、または商品の引渡しがなされない場合。
 - ロ）商品に破損、汚損、故障、その他瑕疵（欠陥）がある場合。
 - ハ）その他役務の提供、権利の移転、商品の販売について加盟店との間に紛議が生じている場合。
2. 当社は、会員が[第1項](#)の支払いの停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
3. 会員は、[第2項](#)の申出をするときは、あらかじめ[第1項](#)各号の事由の解消のため、加盟店との交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、[第2項](#)の申出をしたときは、速やかに[第1項](#)各号の事由を記載した書面（資料がある場合は資料添付のこと）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が[第1項](#)各号の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するも

のとします。

5. [第1項](#)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会員は、支払いを停止することはできないものとします。
- イ) 売買契約が会員にとって営業のために、もしくは営業として締結したもの（ただし、業務提供誘引販売個人契約、連鎖販売個人契約に係るものを除く）である場合。
 - ロ) 日本国外でカードを利用した場合。
 - ハ) リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
 - ニ) 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - ホ) 会員による支払いの停止が、信義に反すると認められる場合。
6. 会員は、当社がカード利用代金の残額から[第1項](#)による支払停止額に相当する金額を控除して請求した場合は、控除後のカード利用代金の支払いを継続するものとします。

<カードキャッシング条項>

第36条（カードキャッシングの利用）

当社が適当と認めた会員は、以下の当社所定の方法などにより、カードキャッシングの利用可能額の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として、当社からカードキャッシングを受けることができます。但し、本人会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。

- イ) 当社の指定する提携先の現金自動預払機（以下「ATM」という）において、[第4条第1項](#)に基づき登録した暗証番号を操作することにより、融資金を受領する方法。
- ロ) 電話、インターネットで申込み、[第9条第1項](#)に定める口座への当社からの振込みにより、融資金を受領する方法。

第37条（カードキャッシングの利用可能額）

1. カードキャッシングの利用可能額は、当社が審査し決定した額までとします。ただし、当社が必要と認めた場合は予告なく、その利用可能額を減額できるものとします。
2. カードキャッシングの利用可能額の増額は、会員からの申出を受け当社が審査し適当と認めた場合に、当社が決定した額まで増額できるものとします。

第38条（カードキャッシングの支払方法）

国内または海外におけるカードキャッシングのご利用代金の返済時期ならびに方法は、[第9条](#)の代金決済の方法に準じます。国内におけるカードキャッシングの支払方法は、一括払い、リボルビング払いのうち会員が利用ごとに指定した方法とします。海外におけるカードキャッシングのご利用代金の支払方法は一括払いのみとします。

イ) 一括払い

支払日に、融資金と利息を一括して返済します。

ロ) リボルビング払い

毎月元金定額返済方式とし、リボルビング払い利用による融資金を、毎月の支払日に会員があらかじめ選択した支払コースの金額に利息を加算して返済します。なお、当該支払日に返済すべき融資金が支払コースの金額未満の場合は、全額返済するものとします。

<リボルビング払いの支払コース>

標準コース	1万円
-------	-----

指定コース	5千円以上、5千円単位
-------	-------------

※ 毎月の支払コースは、締切日時点での利用残高により以下の通り変更となる場合があります。

締切日時点の利用残高	毎月の返済額
17万円超	5千円以下の場合、1万円へ変更
50万円超	1万円以下の場合、2万円へ変更

なお、利用残高によって一度上がった返済額は、利用残高が減っても下がりません。

ハ) 「キャッシングもいまからリボ」払い

国内または海外における一括払いのカードキャッシングの借入金について、当社が定める日までに支払方法変更を申込み、当社が適当と認めた場合は、当該借入金をリボルビング払いに変更することができます。この場合、申込日までを一括払いのご利用、申込日の翌日以降をリボルビング払いのご利用として借入期間を算出し、利用金額に対する利息を日割計算します。

第39条（カードキャッシングの利率）

1. 利率は＜カードキャッシング利率表＞のとおりとします。

＜カードキャッシング利率表＞

支払方法	利率
一括払い	18.00%（実質年率）
リボルビング払い	18.00%（実質年率）

- 一括払いのカードキャッシングの利息計算は、毎月締切日までの借入金に対して、借入日の翌日から支払期日までの日数に応じ年365日（閏年は年366日）で日割計算したものとします（付利単位100円）。
- リボルビング払いのカードキャッシングの利息計算は、借入日の翌日より毎月締切日までの日々の融資残高に対し、年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分の利息とします（付利単位100円）。ただし、[第38条第1項ハ](#)）に基づき一括払いのカードキャッシングの借入金をリボルビング払いへ変更した場合、[第38条第1項ハ](#)）の申込日の翌日からリボルビング払いのカードキャッシングの利息を支払うものとします。
- 一括払いおよびリボルビング払いの利率は、利息制限法に規定する上限利率を超えないものとし、会員の適用利率が利息制限法の上限利率を超える場合は、適用利率は当然、同法上限利率まで下げられるものとします。ただし、同法の上限利率が改訂され、上昇した場合には、この上限利率または当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

第40条（中途返済）

会員は、支払期間の途中でリボルビング払いのカードキャッシングの支払金を増額もしくは、融資残高を一括して支払うことができます。この場合、当社所定の方法によりお支払いいただきます。

第41条（ATM利用時の手数料）

- 会員は、当社の指定する提携先のATMを利用してカードキャッシングを受け、または臨時に返済する場合、当社指定のATM手数料を負担するものとします。その場合はカードキャッシングの支払金などと同時に支払いただきます。
- 当社所定の利用手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）をご負担いただくこととします。

第42条（カードキャッシング利用時およびお支払時の書面の交付）

1. 当社は、会員がカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第17条第1項に規定された書面を、[第9条第3項](#)のご利用代金明細書とは別に、会員が当社へ届出た住所へ普通郵便にて通知します。
2. 会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を当社が交付することができることを承諾するものとします。
3. [第1項](#)、[2項](#)の書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する貸付のあとに行われる貸付その他の事由により変動することがあります。

カードキャッシングのご案内

名称	返済方式	返済期間・返済回数	担保
キャッシング（一括払い）	元利一括返済方式	毎月15日締切 翌月10日払い・1回	不要
キャッシング（リボ払い）	毎月元金定額返済方式	1～60回、1～60 ヵ月	不要

●保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料（第41条第2項記載の当社所定の利用手数料）

●使途…自由

●遅延損害金…実質年率20.00%

●融資可能額…所定のキャッシング利用可能額内で1万円以上1万円単位（90万円以内）

●振込などにより当社指定口座へ入金して中途返済する場合、金融機関から当該口座に入金された日に返済が行われたものとします。

＜お問合せ・相談窓口＞

1. 商品などについてのお問合せ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. カードキャッシングが付帯されていない場合、カードキャッシング条項は適用されません。
3. 本規約についてのご質問、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面（[第35条第4項](#)）については、下記におたずねください。

お問合せ先 東急カード株式会社

（本社）〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエア
タワー

ナビダイヤル 0570-026-109

＜ナビダイヤルにつながらない方＞

（東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725

貸金業者登録番号 関東財務局長（13）第00172号

包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第80号

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

（当社が契約する指定紛争解決機関）

個人情報の取扱いに関する同意条項

2020年4月1日改定

第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）

1. <TOKYU CARD>の入会申込者および本人会員および家族会員（以下「会員」という）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む東急カード株式会社（以下「当社」という）との取引の与信判断、与信後の管理およびサービスの提供（以下「与信行為など」という）のため、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。
 - ① 会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先情報、家族構成、住居状況など所定の申込書に会員が記載した事項、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する事項（これらに変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ）
 - ② 本契約に関する申込日、契約日、商品内容、契約額、支払回数
 - ③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - ④ 本契約に関し会員が申告した会員の取引を行う目的、資産、負債、収入、支出、および当社が収集したクレジット利用履歴、過去の返済状況
 - ⑤ 本申込みに関し当社が会員の運転免許証、パスポートなどの提示を求め、内容を確認し記録するまたは写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報
 - ⑥ 本申込みに関する与信行為などまたは本人確認のために当社が必要と判断して適法かつ適正な方法で収集した会員の住民票など（電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含む）により得た情報
 - ⑦ お電話でのお問合せなどにより当社が知り得た情報（通話内容を含む）
 - ⑧ 官報、電話帳、住宅地図などにおいて公開されている情報
 - ⑨ 本申込み時もしくは本申込み後にアンケートなどで取得した情報
2. 当社が本契約に関する与信行為などの一部または全部を当社の提携先企業、法律事務所など（以下「与信行為など委託先」という）に委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[前項](#)により収集した個人情報を与信行為など委託先に提供し、与信行為など委託先が利用することがあります。
3. 当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務など）を第三者に委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[第1項](#)により収集した個人情報を与信行為など委託先に預託することがあります。

第2条（個人情報の利用）

会員は、当社が、当社のクレジットカード業、保険代理店業、通信販売業およびこれらに関連する事業において、下記の目的のために[本同意条項第1条第1項](#)の個人情報を利用することに同意します。

- ① 当社の宣伝物・印刷物の送付などの営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発のために利用する場合
- ② 当社以外の宣伝物・印刷物の送付などの営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフ

ターサービス、市場調査、商品開発を外部から受託して行うために利用する場合
なお、当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ

(<https://www.topcard.co.jp/privacy/index.html>) をご覧いただくか、[本同意条項第 8 条](#)の問合せ窓口にご連絡ください。

第 3 条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員および当該会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
2. 会員に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録期間	
	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報いずれかが登録されている期間	
②本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月以内
③本契約に係る客観的な取引事実（契約の種類、契約日、商品名およびその数量・回数・期間、契約額、貸付額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む））	契約継続中および契約終了後（完済していない場合は完済後） 5 年以内	
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後） 5 年間	契約継続中および契約終了後（完済していない場合は完済後） 5 年以内
⑤債権譲渡の事実に係る情報	-	譲渡日から 1 年以内

申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記のとおりです。
また本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は別途書面

により通知し、同意を得るものとします。

● 株式会社シー・アイ・シー（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号 0120-810-414

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp>

● 株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp>

※各機関の加盟資格、加盟企業名などの詳細は、上記の各社ホームページをご覧ください。

4. 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号 03-3214-5020

ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構ならびに全国銀行個人信用情報センターは、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（C R I N）を構築しています。

第4条（個人情報の提供・利用）

1. 会員は、当社が下記の目的のために[本同意条項第1条第1項①②⑨](#)の個人情報を、保護措置を講じたうえで当社と提携する東急グループ企業など（以下「提携会社など」という）に提供し、提携会社などが利用することに同意します。

① 宣伝物など、営業案内

② 商品、役務などの市場調査、商品開発

③ 商品などに関する案内

なお、具体的な企業名および事業内容は、当社ホームページ

[（https://www.topcard.co.jp/privacy/index.html）](https://www.topcard.co.jp/privacy/index.html) をご覧いただくか、[本同意条項第8条](#)の問合せ窓口にご連絡ください。

2. [前項](#)の提携会社などへの個人情報提供期間は、原則として申込日から本契約終了日後1年間とします。なお、当該提携会社などにおける個人情報の利用期間については、各社にお問合せください。

3. 会員は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関などに個人情報を提供することに同意します。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、当社および[本同意条項第3条](#)で記載する個人信用情報機関ならびに[第4条](#)で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社などに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

① 当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、[本同意条項第8条](#)記載の窓口ご連絡してください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料など）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社

ホームページ (<https://www.topcard.co.jp/privacy/index.html>) などでもお知らせしております。

② 個人情報情報機関が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、[本同意条項第3条第3項](#)記載の個人情報情報機関に連絡してください。

③ 当社の提携会社などに対して開示を求める場合には、当社ホームページ (<https://www.topcard.co.jp/privacy/index.html>) 記載の東急グループ各社に連絡してください。

2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、会員が本契約の必要な記載事項（申込書表面で会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、[本同意条項第2条](#)または[第4条第1項](#)に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用・提供中止の申出）

[本同意条項第2条](#)および[第4条第1項](#)による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、会員から中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第8条（個人情報の取扱いに関する問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問合せや、利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、当社の下記部署までお願いします。

●お客様相談室

〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー
ナビダイヤル 0570-026-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

（東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、[本同意条項第1条](#)および[第3条第2項](#)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

東急カード株式会社

〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー
貸金業者登録番号 関東財務局長（13）第00172号
包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第80号

TOKYU POINT規約

2020年4月1日改定

第1条（本規約の目的）

本規約は、東急カード株式会社（以下「東急カード社」という）が発行する<TOKYU C

ARD>という名称のクレジットカード（以下「カード」という）の会員に対して、東急株式会社（以下「当社」という）が提供するサービスの内容を定めたものです。

本規約に定めのない事項については、個人情報取扱同意条項、および東急カード社が定める<TOKYU CARD>カード会員規約によるものとします。

第2条（TOKYU POINT）

会員は、以下のサービスの提供を受けることができます。

イ) 会員は、本規約第3条の定めにより、TOKYU POINTプログラム参加企業（以下「加盟店など」という）での商品のご購入およびサービスのご利用に際し、TOKYU POINT（以下「ポイント」という）を貯めていただくことができます。

ロ) 会員は、本規約第5条の定めにより、貯めたポイントを当社または加盟店などが提供する商品・サービスなどとの交換またはその代金の全部もしくは一部に充当することができます。

第3条（ポイントの付与）

1. 会員は、ポイント付与の対象となる加盟店などでの商品のご購入またはサービスのご利用の際、ご精算前にカードを提示、またはカードの番号を登録するなどの当社所定の手続きを行った場合には、当社が別途定める条件に応じてポイントが付与されます。
2. 加盟店などにより付与方法、付与率、対象商品・サービス、決済方法、付与日などが異なります。
3. 本人会員の利用によるポイントと家族会員の利用によるポイントは合算されます。
4. 本人会員として複数枚のカードをお持ちの場合、それぞれのポイントは合算されます。
ただし、<TOKYU POINT CARD>および<TOP&>現金専用カードのポイント残高とは合算できません。また、一部のカードでは、他のポイント機能を付帯したカードのポイント残高との合算には会員からの申告が必要なものもあります。

第4条（ポイントの照会）

ポイント照会は、東急カード社ホームページ (<https://www.topcard.co.jp>)、TOKYU POINTデスク<業務委託先：東急カード社>（電話番号：【東京】03-6432-7564、【札幌】011-290-7060）にて確認できます。また、加盟店などによっては、お買上げレシートやお買物券発券機などにて確認できるものもあります。

第5条（ポイントの利用）

1. 会員は以下のとおり加盟店などでポイントを利用することができます。
 - イ) 加盟店などにおいて商品・サービスの代金の全部または一部に充当する方法
 - ロ) 加盟店などの指定するお買物券に引換える方法
 - ハ) 当社の指定する商品・サービスに引換える方法
 - ニ) その他当社または加盟店などの指定する方法なお、加盟店などにより、利用方法、利用条件、商品・サービスなどが異なります。
2. ポイントの利用にかかわらず、釣銭はお出しできません。また、現金との引換えもできません。
3. お買物券は加盟店などが指定し、券面に記載された条件でご利用いただけます。お買物券の紛失・盗難・汚損・破損などによる再発行は行いません。お買物券の紛失・盗難が発生した場合、発行店および当社は一切の責任を負いません。
4. 会員がポイントを利用されることにより加盟店などから提供を受ける商品・サービスに係る契約は、会員と当該加盟店などとの間で成立します。当社は、会員がポイントを利用することで加盟店などから提供される商品・サービスについていかなる保証も会員に

与えるものではなく、かかる当社は、会員がポイントをご利用されることにより加盟店などから提供を受ける商品またはサービスについての責任を負いかねます。

第6条（ポイントの有効期限、失効）

1. 毎年、1月1日から12月31日までに貯めたポイントは、翌々年の12月31日まで有効とします。有効期限を過ぎたポイントは無効となります。
2. 下記各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、会員は当該時点のポイントの残高の全てが失効し、ポイントのご利用ができなくなります。
 - イ) 会員の都合により退会する場合
 - ロ) 会員資格を喪失した場合
 - ハ) <TOKYU CARD>カード会員規約に違反した場合
 - ニ) その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合

第7条（カードの紛失、盗難、毀損、滅失）

1. カードの紛失、盗難、毀損、滅失などで、[<TOKYU CARD>カード会員規約第18条](#)によりカードを再発行する場合は、会員が東急カード社に届出した時点のポイント数を再発行カードに引継ぎます。なお、会員が届出る前に第三者などにより利用されたポイントについては、当社および東急カード社は一切その責任を負いません。
2. 第三者などによりカードを不正に使用された場合、当該不正使用に付与されたポイントは無効です。

第8条（お買上げ商品の返品処理）

1. お買上げ商品・サービスおよび権利の返品・取消の場合は、カードおよびお買上げ時のレシートなどを提示いただき、当該付与ポイント数を累計ポイントから差引くものとします。
2. ポイントを利用してお買上げいただいた商品・サービスおよび権利を返品・取消した場合は、返品処理を行う加盟店などの規定に基づき、お買上げ時と同数のポイントまたは返品・取消相当額のお買物券をお戻しします。現金での払戻しはいたしません。
3. 返品・取消により残高ポイントがマイナスになった場合は、マイナスになったポイント数に相当する金額を現金にてお支払いただきます。

第9条（付帯サービスなど）

1. 会員は、当社または当社の提携会社・加盟店などが提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービスなど」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスなどおよびその内容については、東急カード社ホームページ（<https://www.topcard.co.jp>）でご確認いただけます。
2. 会員は、付帯サービスなどの利用に関する規約などがある場合には、それに従うものとし、付帯サービスなどの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社は、会員に事前に通知することなく、付帯サービスなどおよびその内容を変更することができるものとし、会員は、これをあらかじめ承諾するものとします。

第10条（不慮の事故による会員の損害）

天災地変など、当社の責任に帰すべからざる事由から会員に生じた不利益などについては、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（本規約の追加、変更）

1. 本規約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は以下の場合に、

当社の裁量により本規約を変更することがあります。

イ) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

ロ) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 前項により、当社が本規約を変更する場合、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、東急カード社ホームページ (<https://www.topcard.co.jp>) に掲示し、またはその他東急カード社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。変更後の本規約の効力発生日以降に会員がカードを利用したときは、会員は本規約の変更を承認したものとみなします。
3. 当社は運営上の都合や障害の発生などにより、本規約のサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあります。
4. 当社は、本規約のサービス内容の提供の中断によって会員又は他の第三者に生じた損害について、その原因が当社の責めに帰すべき事由によるものではない限り、責任を負わないものとします。

第12条 (その他の承諾事項)

会員は、カードに記録されたカード番号、磁気情報などの情報が漏えいしたことなどにより、カードに偽造、変造などが発生した場合またはそのおそれがある場合、直ちに当社にその旨の通知をするとともに、当社の指示に従い適切な措置を講じるものとします。

ポイントに関するお問合せ先 TOKYU POINTデスク<業務委託先：東急カード社>
(本社) 〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエア
タワー

ナビダイヤル 0570-063-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

(東京) 03-6432-7564 (札幌) 011-290-7060

個人情報取扱同意条項

2019年9月2日改定

第1条 (個人情報の収集・保有・利用・預託)

1. <TOKYU CARD>の入会申込者および本人会員および家族会員 (以下「会員」という) は、会員に対する東急株式会社 (以下「当社」という) のTOKYU POINT (以下「ポイント」という) サービスの提供、および当該サービスに必要な業務のため、以下の情報 (以下、これらを総称して「個人情報」という) を当社が保護措置を講じたうえで収集・管理され、本同意条項第2条に記述する利用目的以外には利用および第三者への提供はいたしません。
 - ①会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなど所定の申込書に会員が記載した事項 (これらに変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ)
 - ②ポイントに関わる取引履歴 (カード名称、入会日、入会店舗、入会方法、会員番号、カードの状況、利用日、取引種別、利用加盟店、商品内容、お買上げ金額、獲得ポイント数、利用ポイント数、ポイントの有効期間、ポイントの残高)
 - ③お電話でのお問合せなどにより当社が知り得た情報 (通話内容を含む)

- ④官報、電話帳、住宅地図などにおいて公開されている情報
 - ⑤本申込み時もしくは本申込み後にアンケートなどで取得した情報
2. 当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務およびこれらに付随する事務など）を第三者に委託する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項により収集した個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

第2条（個人情報の利用）

会員は、当社が、当社のポイント事業およびこれらに関連する事業において、下記の目的のために本同意条項第1条第1項の個人情報を利用することに同意します。

- ①ポイントの付与・計算・利用などポイント事業の円滑な運営のため（会員によりポイント利用に関連して必要な連絡などを行い、また、お問合せ、苦情などに対し適切に対応することを含む）
- ②当社の宣伝物・印刷物の送付などの営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発その他マーケティング分析のため
- ③当社以外の宣伝物・印刷物の送付などの営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発その他マーケティング分析を外部から受託して行うため（個人を特定できないよう加工した分析結果を第三者へ提供する方法などによりマーケティングに活用することを含む）
- ④本同意条項第3条に定める目的のために必要な範囲で個人情報を第三者へ提供するため

なお、当社の具体的な事業内容は、東急カード株式会社（以下「東急カード社」という）ホームページ（<https://www.topcard.co.jp>）をご覧ください。本同意条項第7条の問合せ窓口にご連絡ください。

第3条（個人情報の提供・利用）

1. 会員は、当社が下記の目的のために本同意条項第1条第1項①②⑤の個人情報を、保護措置を講じたうえで適法かつ公正な手段により当社と連携する企業など（以下「提携会社など」という）に提供し、提携会社などが利用することに同意します。

- ①宣伝物など・印刷物の送付などの営業案内
- ②商品、役務などの市場調査、商品開発その他のマーケティング分析
- ③商品などに関する案内

なお、具体的な企業名および事業内容は、東急カード社ホームページ

（<https://www.topcard.co.jp/privacy2/index.html>）をご覧ください。本同意条項第7条の問合せ窓口にご連絡ください。

2. 前項の提携会社などへの個人情報提供期間は、原則として申込日から本契約終了日後1年間とします。なお、当該提携会社などにおける個人情報の利用期間については、各社にお問合せください。
3. 会員は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関などに個人情報を提供することに同意します。
4. 当社は、ポイントの運営に伴う情報処理業務などの一部を第三者に委託する（以下「委託業務」という）場合に、保護措置を講じたうえで本同意条項第1条の個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。なお、当該個人情報は委託業務以外の目的に利用することはありません。

第4条（個人情報の開示・提示・削除）

1. 会員は、当社および本同意条項第3条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社などに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ①当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、本同意条項第7条記載の窓口にご連絡してください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料など）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、東急カード社ホームページ（<https://www.topcard.co.jp/privacy2/index.html>）などでもお知らせしております。
 - ②当社の提携会社などに対して開示を求める場合には、東急カード社ホームページ（<https://www.topcard.co.jp/privacy2/index.html>）記載の東急グループ各社にご連絡してください。
2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、会員が本契約の必要な記載事項（申込書表面で会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条または第3条第1項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第6条（利用・提供中止の申出）

本同意条項第2条および第3条第1項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、会員から中止のお申し出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第7条（個人情報の取扱いに関する問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問合せや、利用・提供中止、その他のご意見のお申し出に関しましては、下記業務委託先までお願いします。

●東急カード社お客様相談室

〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー
ナビダイヤル 0570-026-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

（東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725

第8条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、本同意条項第1条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

<TOKYU CARD Club Q JMB>カード特約

2020年4月1日改定

本特約に定めのない事項については、東急カード株式会社（以下「当社」という）が定める<TOKYU CARD>カード会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項、東急株式会社（以下「東急」という）が定めるTOKYU POINT規約および個人情報取扱同意条項（以下「東急同意条項」という）によるものとし、本特約と<TOKYU CARD>カード会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項、TOKYU POINT規約、東急同意条項が重複する規定については、本特約が優先されます。

第1条（名称）

<TOKYU CARD Club Q JMB>（以下「本カード」という）は株式会社東急百貨店（以下「東急百貨店」という）と日本航空株式会社（以下「日本航空」という）、東急および当社が提携して当社が発行するもので、東急百貨店は本カードにサービス、特典など（以下「Club Q機能」という）、日本航空は「JALマイレージバンク」（以下「JMB」という）機能、東急はTOKYU POINT機能、当社は<TOKYU CARD>カード機能を提供します。

第2条（会員）

1. 会員とは本特約、<TOKYU CARD>カード会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項、TOKYU POINT規約および東急同意条項を承認のうえ、本カードの利用を申込み、東急百貨店と日本航空、東急および当社が入会を認めた方をいいます。
2. 会員においてはJMB日本地区会員資格を有していることが条件となります。カード入会時に、JMB日本地区会員資格を有していない会員（家族カードを含む）は、入会と同時にJMB日本地区会員として登録されることに同意するものとします。すでにJMB日本地区会員資格を有している会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号・JMBお得意様番号などの情報について、当社が日本航空に対して問合せなどをおこなうことに同意します。

第3条（カードの機能）

本カードのうち、「Club Q機能」については、本特約および本カードの入会のご案内、本カードに同封されるご利用のてびきが適用され、JMBについては本特約、JMB一般規約および諸規則が適用されます。

第4条（ポイントおよびマイル交換）

1. ポイントのマイル移行およびマイルのポイント移行を希望する会員は、別途定めるJMBマイル/TOKYU POINT交換特典特約に従い、自ら申込みを行うものとします。
2. マイルへの移行またはマイルからの移行はTOKYU POINTとなります。

第5条（年会費および手数料）

1. 会員は当社に対し、所定の年会費を支払うものとします。
2. 年会費の支払方法は、[<TOKYU CARD>カード会員規約第9条](#)に定める代金決済の方法と同様とします。
3. 既にお支払済みの年会費は、退会または会員資格の喪失となった場合、その如何を問わず返却しません。

第6条（届出事項などの連絡方法）

会員は届出事項の変更または紛失、盗難などの届出または退会の届出の際に当社ならびに日本航空にそれぞれ連絡するものとします。この場合所定の手続を行うものとします。

第7条（会員資格喪失時の取扱い）

<TOKYU CARD>カード会員規約第15条または第16条に基づき会員資格を喪失した場合、Club Q機能およびTOKYU POINT機能の権利も同時に喪失するものとします。ただし、会員が「JMB」会員資格を満たしている場合は、別途JMBカードを発行するものとします。

第8条（個人情報の利用）

1. 会員は、東急百貨店が、東急百貨店の百貨店業およびこれに関連する事業において、東急百貨店の宣伝物・印刷物の送付などの営業案内および、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発のために、個人情報の取扱いに関する同意条項第1条第1項の個人情報を利用することに同意します。
2. 会員は、東急が、東急同意条項第2条に基づき、会員の個人情報を利用することに同意します。
3. 会員は、当社が、個人情報の取扱いに関する同意条項第2条に基づき、会員の個人情報を利用することに同意します。
4. 会員は、東急百貨店、東急および当社（以下「東急3社」というが、下記の目的のために、個人情報の取扱いに関する同意条項第1条第1項①②⑨の個人情報を、保護措置を講じたうえで東急グループ各社に提供し、東急グループ各社が利用することに同意します。

① 宣伝物など、営業案内

② 商品、役務などの市場調査、商品開発

③ 商品などに関する案内

なお、具体的な企業名および事業内容は、当社ホームページ

(<https://www.topcard.co.jp/privacy/index.html>) をご覧いただくか、個人情報の取扱いに関する同意条項第8条の問合せ窓口にご連絡ください。

5. 会員は日本航空がマイルの積算・特典の利用の管理、航空運送サービスの提供、ツアー・ホテルなど航空旅行に密接に関連のあるサービスの提供、提携先企業のものを含む販売促進資料・アンケートなどのご案内、商品開発およびこれらに付随する業務のために、個人情報の取扱いに関する同意条項第1条第1項の個人情報および<TOKYU CARD>の会員番号を利用することに同意します。

第9条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、東急3社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
東急3社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、個人情報の取扱いに関する同意条項第8条記載の窓口ご連絡してください。
開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料など）の詳細についてお答えします。
2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、東急3社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第10条（利用・提供中止の申出）

本特約第8条第1項、2項、3項、4項による同意を得た範囲内で東急3社が当該情報を利用・提供している場合であっても、会員から中止の申出があった場合は、それ以降の東急

3社での利用・提供を中止する措置をとります。

第11条（JAL ICサービスの取扱）

1. 会員は、JAL ICサービスのひとつである、電子化されたJAL利用クーポン（以下「JAL IC利用クーポン」という）をカード内のICチップに蓄積して使用することができます。JAL IC利用クーポンの利用に際しては、日本航空が別途定めるところに従うものとします。
2. 会員は、JAL IC利用クーポンを、専用の口座（以下「JAL IC利用クーポン口座」という）からICチップへ移行（以下「チャージ」という）させることができ、また、一旦チャージしたJAL IC利用クーポンを、所定の手続によりJAL IC利用クーポン口座へ再度戻す（以下「口座戻し」という）こともできます。
3. 会員は、カード更新や退会、ならびに紛失・盗難などを除くカード再発行の際に、これまで使用していたカードにJAL IC利用クーポンが蓄積されている場合には、これを使いきるか、または、会員自身のJAL IC利用クーポン口座へ口座戻しした後、新しいカードにチャージするなどの手続をするものとします。
4. カードの紛失・盗難などが生じた場合、カード内に蓄積されていたJAL IC利用クーポンに関して当社および日本航空は口座戻しや新しいカードへのチャージその他の補償を一切いたしません。
5. 会員が、JAL IC利用クーポンが蓄積されたカードを当社に返却した場合は、会員として当該JAL IC利用クーポンに関する一切の権利を放棄したものと当社および日本航空が取り扱うことを異議なく承諾します。ただし、当社からの要請でカードを返却する場合はこの限りではありません。
6. [前項](#)にかかわらず、会員がカードの返却を求められたことによりJAL ICサービスを利用できないことで会員に生じた損害（逸失利益、機会損失を含む）について、当社および日本航空は責任を負わないものとします。

第12条（Club Q機能の変更）

Club Qの機能変更、および制度変更があった場合には、東急百貨店および当社のホームページなどでご案内します。

第13条（特約の変更）

本特約の一部もしくは全てを変更する場合には、当社ホームページ

(<https://www.topcard.co.jp>)での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に、会員が本カードをご利用された場合は、会員が変更内容を承諾したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

お問合せ先 東急カード株式会社

（本社）〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー

ナビダイヤル 0570-026-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

（東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725

JAL マイレージバンク（以下、“JMB”とする）は日本航空株式会社によって運営されます。

JMBに参加登録する個人（以下、“会員”とする）はJMBに定められた本規約、およびJMBハンドブック、JMBのホームページならびに運送約款を理解、承認したうえでこれに従うものとします。

規約中の“JAL”は、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、(株)ジェイエア、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)北海道エアシステムを意味するものとします。

1条 会員の申込み

入会は正規の書類に、必要事項を漏れなく正確に記入し、JMBに申し込む必要があります。会員がJMBに登録可能な住所は、会員が現に存する国における、会員の自宅住所および、勤務先住所に限りです。

2条 会員資格の発効

会員資格は入会申込書がJMBに到着し、専用の登録システムに正しく入会処理が済んだ時点で生じます。

3条 二重登録の禁止

お得意様番号は1名につき、1番号とします。会員が複数のお得意様番号を所持していることが判明した場合、JALはお得意様番号を一つに統合する権利を有します。また、会員登録が複数にわたっていたためにマイルが二重に積算されている場合、あるいは積算マイルに超過がある場合、会員の口座より超過分のマイル数を差し引き、適正なマイル数に訂正する権利を有します。

4条 会員の管轄地区

会員のJMBプログラム管轄地区は、JMB登録住所により決定されます。管轄地区が異なる場合に、JMBが提供するサービス内容が異なる場合があります。

5条 幼児

幼児（国際線は2歳未満、国内線は3歳未満）が座席を占有せず旅行する場合、マイルは積算されません。幼児の親、又は法的保護者である会員は、幼児に代わって、JMB特典利用のためのマイル引き落としを行なうことができます。幼児が座席を占有して特典航空券を利用する場合、大人と同じマイル数が必要です。座席を占有しない場合、JAL国際線特典航空券は、同伴する大人が同じ特典種別を利用する場合に限り、大人の必要マイル数の10%のマイルで利用できます。なお、JAL国際線アップグレード特典については、座席の占有の有無に関わらず、大人と同じ必要マイル数が必要です。

6条 小児

小児（国際線は2歳～11歳、国内線は3歳～11歳）については、キャンペーン等によるボーナスマイルを除き通常大人（12歳以上の者）と同様のマイルが積算されます。小児がJMB特典を利用する場合、大人が特典を利用する場合と同じマイル数が差し引かれます。

7条 登録内容の変更届出義務

会員の個人データに変更が生じた場合、会員は変更事項について、JMBに指定の方法により即時に通知する義務があります。その際、JALは会員に対し、変更を示す証明書の提出を要求する場合があります。会員からの登録内容変更の通知の未達、不備、誤り等により生じた会員の不利益に対して、JALは一切責任を負いません。

8条 会員資格の取消

入会後、36カ月間連続してマイルの実績がなかった会員については、JALは会員登録を抹消あるいは取り消すことができます。[ただし、JALカード、JAL FAMILY CLUB（以下、“JALFC”とする）については、対象とはなりません]

9条 会員の退会

退会を希望する場合は、書面にてJMBに通知するものとし、JMBによって専用の登録システムにその旨が登録された日をもって退会となります。その時点でこれまで会員が積算した全てのマイルは失効します。

10条 設定

会員は、所定の方法によりパスワードを登録するものとします。ただし、会員からの申し出がない場合、JMBが所定の方法によって登録し、会員に通知します。パスワードとして不適切と判断した場合、申請されたパスワードを、所定の方法により変更する場合があります。

11条 管理義務

会員はパスワードを他人に知られぬよう、善良なる管理者の十分な注意をもって管理するものとします。また、会員は、会員カードを他人に貸与、譲渡したり、カード情報を他人に提供し使用させたりすることはできません。

12条 変更

パスワードは変更可能です。会員は定期的に変更するように努める義務があります。変更は会員本人のみ可能とし、代理人、JMBではできません。

13条 有効期限

マイルの有効期限は搭乗日（ご利用日）の36カ月後の月末（日本時間基準）までです。有効期限後にマイル口座に存するマイルは無効となります。JALは失効に関する一切の責任を負いません。

14条 合算不可

積算されたマイルを会員間で共有、合算および譲渡することはできません。ただしJALFCおよびJALカード家族プログラム登録会員は、そのプログラムの特典として、特典の引き換え時に限り、登録している家族会員間で積算マイルを合算することができます。また会員が死亡した際、法定相続人は所定の手続きにより会員のマイル口座に残る有効なマイルを相続することが可能です。

15条 返還

未使用特典の払い戻しサービスを除いて、利用されなかった特典に相当するマイルを会員または指定利用者のマイル口座に払い戻すことや他の特典にかえることは出来ません。またJALは利用できなかった特典を補償するいかなる責任も負いません。

16条 利用範囲

特典は、会員および、以下の会員の中から会員が利用者を指定してご利用いただけます（以下、“指定利用者”とする）。配偶者および会員の父母、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、子、子の配偶者、孫、孫の配偶者、義父母、義祖父母、義兄弟姉妹、義兄弟姉妹の配偶者

指定利用者が特典を利用する際、JALは、会員との続柄を証明できる公的書類の提出を求める場合があります。

17条 マイルの訂正

会員、JMBのいずれの責による場合でも、JALは規約等に従って積算されたマイル数と齟齬のある場合は、適正なマイル数に訂正する権利を有します。

18条 フライトマイル積算の条件

A：JMBのフライトマイルは、JALおよび提携航空会社の指定された区間および積算対象運賃で購入された会員本人名義の航空券（有償航空券）により、会員本人が規約・運送約款等の条件に従ってご搭乗いただいた場合に限り、当該航空券に基づいて積算されます。会員が、航空券の第三者への譲渡等、規約・運送約款に反する行為を行ない、また、試みた場合には、フライトマイルの積算は行なわれません。ご搭乗時に、イレギュラー等により搭乗クラスのアップグレードが発生した場合は購入された航空券に基づきフライトマイルが積算されます。ただし、フライトイレギュラーによる搭乗クラスのダウングレードの場合、JMBのフライトマイルは実際の搭乗クラスに基づくものとします。特典航空券は購入された航空券（有償航空券）とはみなされません。悪天候、整備上のイレギュラー、運航の中止、遅延などの理由でその便に搭乗できない場合、会員のJMB口座にマイルを積算することはできません。

B：ご予約時やご搭乗時にマイル積算の手続きができなかった場合、あるいは積算されたマイルの実績に異議がある場合、会員は、実際の搭乗日から6カ月以内にJMBまでその旨を申し出なければなりません。また、JMBは会員に対し、搭乗した区間を証明する書類の提出を求めることができます。

19条 特定会員への提供

当プログラムへの参加条件や利用実績、居住地、JMBキャンペーンへの応募などの違いにより、マイル数の積算、提供する特典、特典以外のサービス、情報提供などに関して、JMBは特定の会員にのみ提供する場合があります。

20条 申込み

JMBの特典の引き換えは、登録している会員個人本人が行なわなければなりません。指定利用者（本規約16条に規定する）が特典を利用する場合でも、特典引き換えのマイル引き落としは常に会員本人によらなければなりません。ただし、JMBにより別途に定める方法にて会員本人により指定され、またJMBに認められた代理人は、本人に代わって特典の申し込みが可能です。なお、JMB特典への引き換えは、入会後最大60日間はできません。

21条 送付先

特典は指定利用者のご利用になる場合、また代理人により引き換えられた場合にも、会員本人がJMBに登録している住所に郵送されます。これらの特典がJMB管轄地区内の発券カウンターにて直接発券される場合、受取人は会員本人、もしくは会員の署名入りの委任状にて指定された方に限られます。いずれの場合も、特典のお引き渡しの際に所定の身分証明書の提示が必要です。

22条 利用制限

特典航空券およびアップグレード特典の利用に際しては座席数に制限があり、ご搭乗いただけない場合があります。便によっては設定のない場合があります。また、搭乗制限期間は、特典航空券やアップグレード特典は利用できません。前記の利用制限を理由に、特典の払い戻し、マイル口座への払い戻し、または特典の有効期限延長等はできません。

23条 特典の変更

マイルの利用により引き換え可能な特典は終了、また内容変更される場合があります。

24条 交換期限のある特典

期間を定めて提供された特典は、その期間終了後は引き換えることはできません。

25条 売買の禁止

特典航空券その他の特典を売買・交換することはできません。また、特典航空券、特典券、JALクーポン、ラウンジクーポン、アップグレードクーポンなどの特典を金品に交換することやインターネットのオークションサイトに出品することを禁じます。

26条 予約便への搭乗拒否

予約した便・クラスに搭乗不可能となった場合でも、JALは一切の補償の義務を負いません。その際、利用できなかった特典分のマイルは当該区間に限って、会員はJMB口座への返還を要求できます。有償航空券を伴うアップグレード特典で旅行中にこのような事態が発生する場合は、ご購入の有償航空券の規則に基づき、補償いたします。

27条 他社便への搭乗

搭乗便の遅延、運航の中止その他の運航イレギュラーなど、いかなる場合もJALは、特典航空券をご利用の会員あるいは指定利用者に対し、他社便への振り替えを行う義務はありません。

28条 税金・手数料

所得税、出入国税、関税、空港使用料、空港管理税、各種付加的な運賃・料金や手数料など、特典航空券やアップグレード特典、その他JMBが提供する特典の入手および使用に際して発生する税金、各種付加的な運賃・料金や手数料などについて、その費用の発生と支払いの責任は、すべて会員あるいは指定利用者が有するものとします。会員あるいは指定利用者が居住する国、母国または会員あるいは指定利用者の雇用者が在籍する国の税務当局がJMBによって生じた利益や特典について評価・課税する税金に関しては、会員はJMBへの入会と同時に、JALおよびJALの責任者、役員、代理人、従業員に対する法的責任の免除に同意するものとされます。

29条 特典の発券と有効期限

A：JALの国際線および国内線特典航空券は、往復または片道で発券します。特典航空券を利用する場合、往復、片道の利用に必要なそれぞれの必要マイル数が会員口座より引き落とされます。

JALの国際線および国内線特典航空券は、ご予約便のみ有効です。ただし、JALの国内線特典航空券は、予約変更締切日までに予約変更された場合に限り、最初の発行日（マイル引き落とし完了日）の翌日から数えて1年間有効です。

B：JALのアップグレード特典は予約・手配完了した当該便にのみ有効です。全てのアップグレード特典利用に際して、会員あるいは指定利用者は、対象となる航空券を所持する必要があります。

C：提携航空会社の特典航空券の有効期限は、別途定めのある場合を除き、旅行開始日から1年です。特典発行日から1年以内に旅行開始することが必要です。

30条 提携会社

積算されたマイルや、各提携航空会社が提供している特典を、JMBと提携会社プログラム間で共有、合算および譲渡することはできません。JMB提携航空会社の特典利用によるご旅行や、その他提携会社の特典利用については、各提携会社の規約に従うものとします。

31条 提携の変更

JALは、提携航空会社や提携企業との提携を事前の予告なしに変更する権利を有します。発行済みの特典に関してはその有効期限内は提携内容が変更されても各々の特典に記載された期限に従います。

32条 提携の終了

前条の規定にかかわらずJALは、提携航空会社や提携企業との提携を事前の予告なしに終了する権利を有します。発行済みの特典に関しては、その有効期限内は提携が終了されても各々の特典に記載された期限に従います。ただし、提携企業の突然の営業停止などを原因とする場合は除きます。

33条 免責

JALは会員の故意又は過失に起因して第三者により使用されたJMBのサービスに関しては、会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

34条 各国政府の規制

JMBの規約は、すべて関係各国の政府が定める法令の下に規制されます。

35条 紛失・盗難

すでに発行・発券された特典券や、特典航空券その他の特典の紛失・盗難について、JALは一切の責任を負いません。また、特典券や特典航空券その他の特典が会員宛に郵便、クーリエ便などの郵送手段で送付される際に生じる、送付物の遅延、紛失、損害などのすべての事故についても、JALは一切の責任を負いません。特典券、特典航空券その他の特典の紛失、盗難、損害、破損に対し、いずれの場合も、JALは再発行や払い戻しの義務を負いません。

36条 変更の告知

以下に示す変更が生じる場合、JALは会員に対し、3カ月前までに変更の告知を行います(ただし、会員資格を失った場合を除く)。本条および本規約41条以外の規約内容については、事前の予告なしに変更または改定される場合があります。

- (A) フライトマイル対象運賃のマイル積算停止
- (B) フライトマイル対象運賃のマイル積算率の変更
- (C) 特典の廃止
- (D) 特典レベルの変更
- (E) 特典の申請に関わる条件

37条 有効な規約

最新のホームページまたは、最新の印刷物、ハンドブックに記載された規約内容および告知内容は、すべて今までの規約および告知に優先するものとなります。

38条 本人確認

JMBの規約によって定める方法にて会員サービスの申し込み、実施がされた場合には、JMBは当該サービスの申込み、実施を有効なものとして取り扱います。

39条 会員資格の剥奪

- A：会員登録データに現時点で正しいデータが登録されていないこと。
- B：マイル積算、特典利用などの際に虚偽の申告、通知をすること。
- C：本規約、またはその他の規程にて認められていない行為をすること。
- D：その他、JALとの信頼関係を損なうとJALが判断した行為をすること。

上記の行為を行う、または行おうとした場合には、直ちに会員資格の取消（JMB会員サービスの一時的な停止を含む）、積算マイルの没収、未使用の特典の取消、損害賠償請求、将

来のJMBへの再入会拒否、さらにJALあるいは所轄官庁は、しかるべき行政処分あるいは法的措置をとることがあります。

なお、損害賠償請求額は、原則として、JALに実際に発生した損害額としますが、特典航空券を不正に利用した場合、または第三者に対し不正に利用させた場合は、当該区間の普通運賃およびそれに付随する料金の合算額を損害額とみなし、当該不正を行った会員に対して請求するものとします。

40条 仲裁

会員は入会に際し、JMBプログラムに関連して発生する、すべての紛争、論争および権利の要求は、当該会員のJMB登録住所がある、各地域の規則や法的手続に従い、仲裁によって解決することに合意したものとみなします。JMB登録住所別の仲裁機関については、以下の通りです。

北アメリカにJMB登録住所がある会員については、アメリカ仲裁協会の国際仲裁規則（処理済みの手続の場合）に従い、ロサンゼルス市、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

中央アメリカまたは南アメリカにJMB登録住所がある会員については、国際商工会議所の調停および仲裁規則に従い、リオデジャネイロ市、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

アジア/オセアニア（日本を除く）にJMB登録住所がある会員については、国際商業仲裁に関するUncitral（国連国際商取引法委員会）モデル法に従い、シンガポール市、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

ヨーロッパ、中近東、アフリカにJMB登録住所がある会員については、ロンドン国際仲裁裁判所の規則に従い、ロンドン市、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

現在日本にJMB登録住所がある会員については、日本国際商事仲裁協会（JCAA）により東京都、または会員の現住所もしくは定住所の近くにJALの事務所がある場合は、両当事者双方が承認する場所において仲裁が行われます。

41条 JMBの終了通知

JMBを終了する場合、JALは6カ月前までに会員に通知します。JMB終了のその日から、マイルの積算は中止となります。終了の通知から1年間は、終了日以前に積算されたマイルをご利用いただけます。

42条 個人情報の管理

JALはJMB運営にあたり、会員から提出された会員の個人情報を重要なものと認識し、その取扱いについては細心の注意を払い、コンピューターで厳重に管理します。

43条 個人情報の利用

JALグループ企業（JALおよびJALが直接または間接に出資する下記企業。以下同じ。）は、会員から提出された個人情報を、マイルの積算・特典の利用の管理、航空運送サービス

の提供、ツアー・ホテル等航空旅行に密接に関連のあるサービスの提供、提携先企業のものを含む販売促進用資料・アンケート等のご案内、商品開発およびこれらに付随する業務のために共同利用します。

共同利用されるデータ項目：お得意様番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、勤務先（会社名・所属部課・役職・住所・電話番号・FAX番号）、送付先、会員カード種別、会員サービス資格、所属地区、マイル実績、車椅子等の手配の要否など

利用者の範囲：JALグループ航空会社、（株）ジャルカード、（株）ジャルパック、（株）オークラ ニッコーホテルマネジメント、JALの予約・販売・空港ハンドリング会社

管理者：日本航空(株)

4.4 旅行会社への情報提供

旅行会社において、お客さまがお得意様番号を申し出られることにより、JALから当該旅行会社に対して、お客さまのお得意様番号、氏名、年齢、性別、電話番号、会員カード種別、会員サービス資格、所属地区、車椅子等の手配の要否など、航空運送・ツアー・ホテル等航空旅行サービスの提供およびこれらに付随する業務を行うのに必要な情報が提供されます。

4.5 個人情報に関する問合せ等

JALは、会員ご本人からのご本人の個人情報に関する問合せ・変更・利用停止については、管轄のJMB事務局にご連絡いただければ、合理的な範囲内で速やかに対応いたします。また、個人情報の取扱いに関してご意見がありましたら、同じくJMB事務局で承ります。

4.6 個人情報の第三者提供

JALは、予め会員の同意がある場合、本規約に定められた場合、および法令等に基づき要請された場合を除き、第三者に提供または開示いたしません。

4.7 提携航空会社への情報提供

JALは、提携航空会社が提供するご利用の多いお客さま向けの予約・航空運送及びこれらに付随するサービスを提供するため、JMB「FLY ON プログラム」のサービスステイタスをお持ちの会員およびJALグローバルクラブ会員のお得意様番号、氏名、性別、会員サービス資格などの情報を提携航空会社に提供します。

JALは、JALが加盟するワンワールド アライアンスの事務局がJMB「FLY ON プログラム」のサービスステイタスをお持ちの会員およびJALグローバルクラブ会員向けに行うサービス向上に関わるアンケート調査の際、JMBに登録されている氏名、メールアドレス、会員サービス資格などの情報をワンワールド事務局に提供する場合があります

【お問い合わせ】

JALマイレージバンク日本地区会員事務局

0570-025-039・03-5460-3939

（月～金8：00～19：00、土9：00～17：30 日・祝日・年末年始休）

JMBマイル／TOKYU POINT交換特典特約

2020年4月1日改定
日本航空株式会社

本特約は、日本航空株式会社（以下、「日本航空」といいます）が運営する JALマイレージバンク（以下、「JMB」といいます）のマイルと、東急株式会社（以下、「東急」といいます）が運営する TOKYU POINT（以下、「ポイント」といいます）を相互に交換できる特典（以下、「本特典」といいます）について、その内容を定めたものです。

第1条（名称）

本特典のうち、ポイントからマイルへ交換する特典の名称を「JMBマイル特典」（以下、「マイル移行」といいます）とし、マイルからポイントへ交換する特典の名称を「TOKYU POINT特典」（以下、「ポイント移行」といいます）とします。

第2条（特典の対象者）

本特約に従い、本特典を利用することができる会員（以下、「会員」といいます）は、JALカード TOKYU POINT Club Qの会員、TOKYU CARD Club Q JMBならびにTOKYU CARD Club Q JMB PASMOの会員です。いずれも本特典申込み時に有効なカード会員であり、かつJMB日本地区会員であることとします。

第3条（マイル移行）

1. 会員は、本会員名義のカードでためたポイントを、日本航空および東急（以下、「両社」といいます）が定める移行条件、移行方法により、JMBのマイルへ移行することができます。詳しい移行条件、移行方法はカード送付時にお送りするご利用の手引きまたはホームページに記載します。
2. カードの名義とJMBご登録の名義が異なる場合は、マイル移行はできません。
3. マイル移行の申込みについて、不正または不備があった場合、当該申込み時においてクレジットカードのご利用代金等のお支払に延滞等があった場合、その他会員が本特約に違反する場合は、マイル移行ができないことがあります（延滞等の発生以前にためたポイントからの移行も含みます）。これにより、会員がJMB所定の特典を享受できなかったか、また権利を行使できなかった場合でも両社は一切責任を負いません。
4. 交換後のマイルについては、JMB一般規約によるものとします。

第4条（ポイント移行）

1. 会員は、自らの名義のカードでためたJMBのマイルを、両社が定める移行条件、移行方法により、ポイントへ移行することができます。詳しい移行条件、移行方法はカード送付時にお送りするご利用の手引きまたはホームページに記載します。
2. JMBご登録の名義とカードの名義が異なる場合は、ポイント移行はできません。
3. ポイント移行の申込みについて、不正または不備があった場合、当該申込み時においてクレジットカードのご利用代金等のお支払に延滞等があった場合、その他会員が本特約に違反する場合は、ポイント移行ができないことがあります（延滞等の発生以前にためたマイルからの移行も含みます）。これにより、会員がポイントサービス所定の特典を享受できなかったか、また権利を行使できなかった場合でも両社は一切の責任を負いません。
4. 交換後のポイントについては、TOKYU POINT規約によるものとします。

第5条（移行後の取扱い）

会員は、理由の如何に関わらず、マイル移行またはポイント移行の申込みをした後に、これを取消、撤回、または変更することはできません。また、一旦マイル移行したマイルをポイントに戻すことや、ポイント移行したポイントをマイルへ戻すことはできないものとしま

す。

第6条（特典利用資格の喪失）

会員は、JALカード TOKYU POINT Club Qの会員資格または、TOKYU CARD Club Q JMBならびにTOKYU CARD Club Q JMB PASMOの会員資格を喪失した場合は、本特典の利用資格を喪失するものとします。

第7条（特典の終了・変更等）

日本航空および東急は、会員に対する予告なしに本特典を終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。

第8条（特約の変更等）

1. 本特約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、以下の場合に、日本航空および東急の裁量により本特約を変更することがあります。
 - イ）本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - ロ）本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、本特約を変更する場合、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに日本航空および東急が適切と認める方法により、会員に対しその内容を告知するものとします。
3. 会員が変更後の本特約の効力発生日以降にマイル移行またはポイント移行を申込んだ場合は、会員が本特約の変更または改定を異議なく承諾したものとみなします。

第9条（その他）

本特約に定めのない事項については、JMB一般規約、およびTOKYU POINT規約に拠るものとします。

【お問合せ】

JALマイレージバンク日本地区会員事務局

0570-025-039・03-5460-3939

（月～金8：00～19：00、土9：00～17：30 日・祝日・年末年始休）

TOKYU POINTデスク（業務委託先：東急カード株式会社）

ナビダイヤル 0570-063-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

（東京）03-6432-7564 （札幌）011-290-7060

9：30～18：00 （除く1/1・2月第2日曜日）